

不正行為について

① 受験に際して、下記の不正行為や試験の公平性を損なうおそれのある行為、他の受験者への迷惑行為があるとみなされた場合はその場で退室とし、当該入学試験はすべて無効とします。なお、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

- (1) 入学願書、受験票、写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票、写真票に本人以外の写真を貼ることや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど）をすること。
- (2) カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- (3) 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- (4) 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- (5) 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- (6) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- (7) 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。
- (8) 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮申請が必要です。）
- (9) 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

② 上記①以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、①と同様です。

- (1) 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- (2) 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- (3) 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- (4) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- (5) 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- (6) その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。